

2020年10/27付全連総会で決定された 法務省への要望事項及び結果

< 要望事項 >

神奈川県協議会提出

「戸籍法第49条第2項第1号を改正し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。戸籍法第13条第4号及び第5号を改正し、実父母及び養親との続柄を廃止し、性別欄を設けることを要望する。」

< 理由 >

平成25年9月4日、最高裁判所大法廷は、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法の規定(民法第900条第4号ただし書前段)を憲法違反と決定し、同年の臨時国会で改正され、発効している。法務省において同時に、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」が準備されたが、同年9月26日に最高裁判所第一小法廷が、この規定を合憲と判断したこともあり、緊急性を要しないという理由で改正案の提出が見送られた。

最高裁判所第一小法廷は合憲との判決を出したが、その中身は憲法に違反しないと述べるものの、この規定が事務処理上不可欠とまでは言えないと明言している上、立法において見直すべきという補足意見も付されている。

さらに近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が、子供への不当な差別であるとして法改正が進んでいる。我が国の戸籍法の規定は、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告され、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれている。

また、続柄欄において、出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では必要のないものである。平成16年11月の制度改正以前に出生届がなされた婚外子は、「男」「女」と記載されており、婚外出生があきらかに判るものとなっている。申し出により、記載の変更は可能だが、自ら名乗り出ることを躊躇する人や、制度改正を知らない人もいる。

婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的である。したがって、主文のとおり要望する。

各県協議会毎の投票の結果、要望すると決定(コロナ感染防止のため書面審査による)